

公 示 送 達 書

上里町告示第 91 号

令和 8 年 9 月 11 日

下記の書類は、受取人の住所・居所、事務所及び事業所が不明なため、地方税法第 20 条の 2 の規定により公示します。

なお、この書類は上里町役場税務課に保管してありますので、いつでも該当者は申し出て、交付を受けてください。

埼玉県児玉郡上里町長 山 下 博 一

送達を受けるべき者

氏 名

NGUYEN HOAI TAM

SU THANH CUONG

送達をする書類名

令和 8 年度 国民健康保険税 決定（更正）通知書

令和 8 年度 国民健康保険税 納税通知書

（注意）

地方税法第 20 条の 2 の規定により公示送達をした日から起算して 7 日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。